

大阪大学生協 2023 年度英語コミュニケーション講座  
のお申込みをご検討のみなさまへ(契約書面)

大阪大学生協 シドニー異文化体験ツアー付き英語コミュニケーション講座(以下、「講座」といいます)のお申込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

事業者名:大阪大学生活協同組合  
住所:豊中市待兼山町1番9号  
電話:06-6857-1076

※内容を十分お確かめください。

**【ご確認事項】**

- 当講座は英語コミュニケーション力の向上を目的に、年間 20 回の講座を行うものです。受講生を対象としたシドニー異文化体験ツアーを行う場合は別途定める旅行業約款によるものとします。
- 当講座の代金については下表の通りとします。また、実施期間及び支払い方法については、パンフレット及び申込書の記載によるものとします。

講義(全 20 回)	77,000 円(1 回 3,850 円)	初期費用	8,800 円
教材費(テキスト 3 冊)	6,600 円	合計	<u>92,400 円</u>

- 当講座の内容・スケジュールは申込書提出時にお知らせします。ただし、内容スケジュールは変更する場合があります。その場合は事前にご連絡いたします。
- 当講座に関わるテキスト・問題集・レジュメ・その他の印刷物、使用データなど(以下「教材」といいます)を大阪大学生活協同組合(以下、「生協」といいます)に無断で複製・複写することは一切できません。
- 教育的な目的のため、講座事務局の管理のもとで当講座の撮影・録音を行うことがあります。撮影・録音した画像・音声等は講座事務局が管理し、講座の品質向上、及び、普及広報のため使用します。ただし、普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用停止することを申し出ることができるものとします。
- 当講座を受ける権利を他人に譲渡することはできません。

**7. クーリング・オフに関する事項**

- 当講座は、申込金を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約成立とします。
- 契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面により無条件に当講座の役務提供契約の申し込みの撤回(当該契約が成立した場合は当該契約の解除)を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます)ができます。
- 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日(郵便消印日付)から生じます。
- この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に当講座受講料(教材代金含む)の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに生協よりその金額の返還をうけることができます。
- クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかつた場合には、申込者が改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

**8. 中途解約(クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除)に関する事項**

- 当講座開始前までの契約解除の場合、講座受講料(教材代金含む)から 15,000 円及び使用された教材費を差し引いて返金いたします。
- 受講開始日以降の場合は受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額を返金します。
  - 実施済み講座回数 × 受講単価
  - 申込書類で定める初期費用
  - 使用済みの教材費
  - 解約手数料として、受講費用から a)b)c)を控除した残額の 20%相当額、または 50,000 円のいずれか低い金額

9. この書面に記載のない事項については『大阪大学生協学内講座規約』の定めによります。  
(<https://osaka-univ.coop/organization/06.html>)を確認ください。
10. 頂いた個人情報は大阪大学生活協同組合個人情報保護法方針  
(<https://osaka-univ.coop/organization/02.html>)に則り大阪大学生協が管理します。